

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年5月10日(2024.5.10)

【公開番号】特開2023-155067(P2023-155067A)

【公開日】令和5年10月20日(2023.10.20)

【年通号数】公開公報(特許)2023-198

【出願番号】特願2022-64815(P2022-64815)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月30日(2024.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域を流下した遊技球が入球可能な入賞口と、前記遊技領域を流下した遊技球が前記遊技領域の下部で入球可能なアウトロと、前記アウトロより上方で入球可能なサブアウトロを有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記サブアウトロの近傍には、前記サブアウトロが入賞口でないことを示すアウト表記部が設けられ、

前記アウト表記部は、シール体に印刷されており、

前記シール体の後方には発光手段を設け、

前記アウト表記部は、少なくとも、表記の主体となる表記本体部と該表記本体部の周縁に接して設けられている表記周縁部と、を有して文字あるいは記号が形成されたものであり、

30

前記表記周縁部は、前記表記本体部を縁取るように設けられ、

前記アウト表記部より外側で広がる特定の装飾領域と前記表記周縁部とは、その色彩と透光度合いのうち少なくとも一方が異なるように構成され、

前記表記本体部は、前記特定の装飾領域に比べて透光度合いが低くなるように形成されたり、

さらに、前記表記本体部と前記表記周縁部についても、その色彩と透光度合いのうち少なくとも一方が異なる

ことを特徴とする遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、アウトロの表記により興趣の低下を抑制させることが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

遊技領域を流下した遊技球が入球可能な入賞口と、前記遊技領域を流下した遊技球が前記遊技領域の下部で入球可能なアウトロと、前記アウトロより上方で入球可能なサブアウトロを有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記サブアウトロの近傍には、前記サブアウトロが入賞口でないことを示すアウト表記部が設けられ、

前記アウト表記部は、シール体に印刷されており、

前記シール体の後方には発光手段を設け、

前記アウト表記部は、少なくとも、表記の主体となる表記本体部と該表記本体部の周縁に接して設けられている表記周縁部と、を有して文字あるいは記号が形成されたものであり、

前記表記周縁部は、前記表記本体部を縁取るように設けられ、

前記アウト表記部より外側で広がる特定の装飾領域と前記表記周縁部とは、その色彩と透光度合いのうち少なくとも一方が異なるように構成され、

前記表記本体部は、前記特定の装飾領域に比べて透光度合いが低くなるように形成されたり、

さらに、前記表記本体部と前記表記周縁部についても、その色彩と透光度合いのうち少なくとも一方が異なる

ことを特徴とする。

また、本発明とは別発明として以下の手段を参考的に開示する。

手段1：

遊技領域を流下した遊技球が入球可能で、入球することで得点を付与する入賞口と、前記遊技領域を流下した遊技球が入球可能なアウトロとを有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記アウトロとして、少なくとも第一アウトロと第二アウトロとが設けられ、

前記遊技盤には、前記第一アウトロに対応する第一アウト表記と、前記第二アウトロに対応する第二アウト表記とが設けられており、

前記第一アウト表記と前記第二アウト表記は、異なる色彩で設けられていることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

このように、本発明によれば、アウトロの表記により興趣の低下を抑制させることができる遊技機を提供することができる。